

(参考) 金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」との対応関係表

信金中金の「お客様本位の業務運営に関する取組方針」および「お客様本位の業務運営に関するアクションプラン」と金融庁が公表している「顧客本位の業務運営に関する原則*」の対応関係は、次のとおりです。

金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」の原則2～7	信金中金の取組方針等における該当箇所
原則2【顧客の最善の利益の追求】	・取組方針「1. お客様の最善の利益の追求」 ・アクションプラン「1. お客様の最善の利益の追求」
(注)	・アクションプラン「1. お客様の最善の利益の追求」
原則3【利益相反の適切な管理】	・取組方針「2. 利益相反の適切な管理」 ・アクションプラン「2. 利益相反の適切な管理」
(注)	・アクションプラン「2. 利益相反の適切な管理」
原則4【手数料等の明確化】	・取組方針「3. 手数料等の明確化」 ・アクションプラン「3. 手数料等の明確化」
原則5【重要な情報の分かりやすい提供】	・取組方針「4. 重要な情報の分かりやすい提供」 ・アクションプラン「4. 重要な情報の分かりやすい提供」
(注1)	・アクションプラン「注1」・「注2」
(注2)	・アクションプラン「注1」・「注2」
(注3)	・アクションプラン「注1」・「注2」
(注4)	・アクションプラン「注1」・「注2」
(注5)	・アクションプラン「注1」・「注2」
原則6【顧客にふさわしいサービスの提供】	・取組方針「5. お客様に最適な商品・サービスの提供」 ・アクションプラン「5. お客様に最適な商品・サービスの提供」
(注1)	・アクションプラン「注1」・「注2」
(注2)	・アクションプラン「注1」・「注2」
(注3)	信金中金は、金融商品の組成に携わっておりません。
(注4)	・アクションプラン「注1」・「注2」
(注5)	・アクションプラン「注1」・「注2」
原則7【従業員に対する適切な動機づけの枠組み等】	・取組方針「6. お客様本位の業務運営を徹底するための枠組みの整備」 ・アクションプラン「6. お客様本位の業務運営を徹底するための枠組みの整備」
(注)	・アクションプラン「6. お客様本位の業務運営を徹底するための枠組みの整備」

※ 金融庁が公表している「顧客本位の業務運営に関する原則」の内容につきましては、同庁ホームページ（右の URL）をご参照ください。 <https://www.fsa.go.jp/news/r2/singi/20210115-1/02.pdf>